

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 収納事務の委託【財政局税務部収税課】 2
- 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局総務部管理課】 3
- 北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】 1 7

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 1 8
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【総務局総務部総務課】 2 3

北九州市告示第 191 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、市税（県民税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 1 9 2 号

北九州市道路占用規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 8 9 号）第 2 5 条第 3 項の市長が別に定める単価表を次のように定め、平成 3 0 年 5 月 1 日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

路面復旧費徴収単価表（平成 2 9 年北九州市告示第 2 1 1 号）は、平成 3 0 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 30 年 度

路面復旧費・検査事務費  
徴収単価表

(平成30年5月1日)

北九州市

## 【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。  
平成30年5月1日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

## 【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

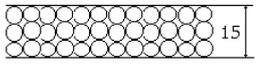
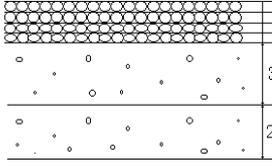
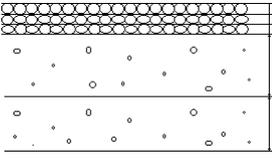
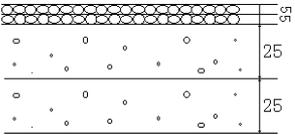
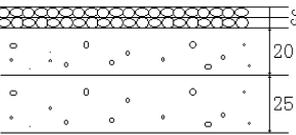
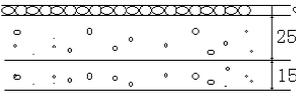
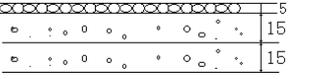
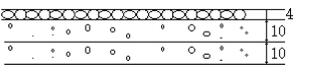
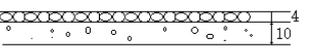
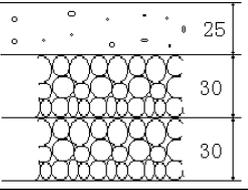
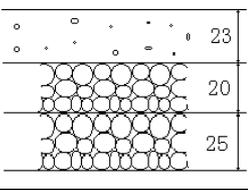
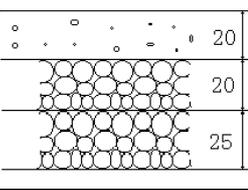
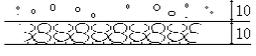
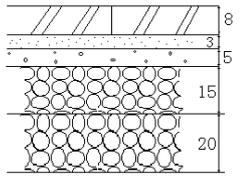
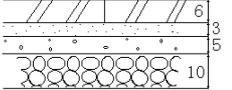
## 路面復旧費・検査事務費徴収単価表

### 1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	120
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	34,060	1,650
	〃 2	28,090	1,360
	〃 3	21,800	1,050
	〃 4	21,380	1,030
	〃 5	13,690	660
	〃 6	11,380	550
	〃 7	9,970	480
	〃 8（歩道）	7,440	360
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	33,110	1,600
	〃 2	31,230	1,510
	〃 3	29,940	1,450
	〃 4（歩道）	14,330	690
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	24,390	1,180
	C. B（歩道）	20,200	980

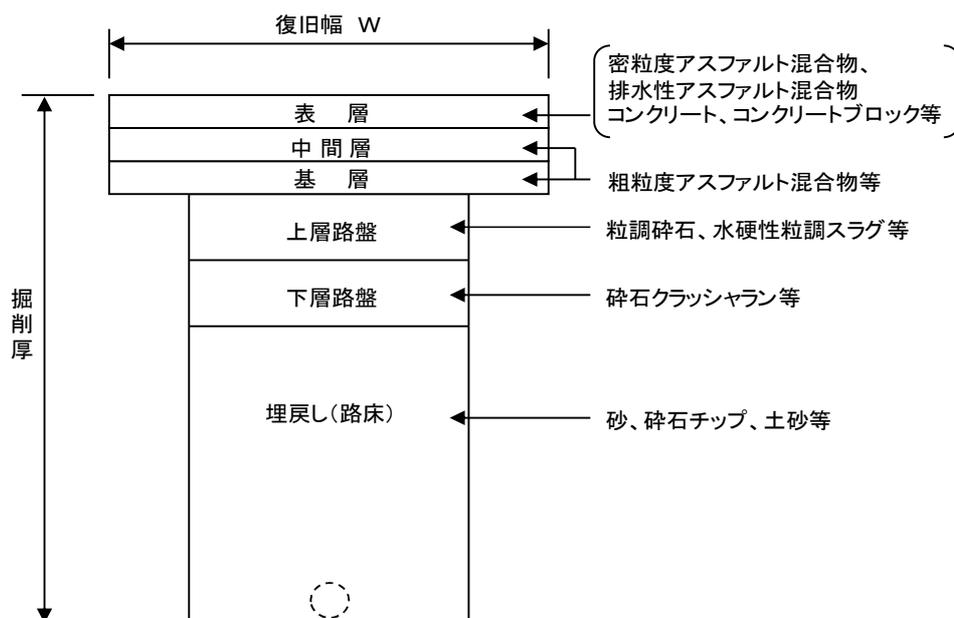
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

## 2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

### 3 復旧の構造基準

#### (1) 車道の基準

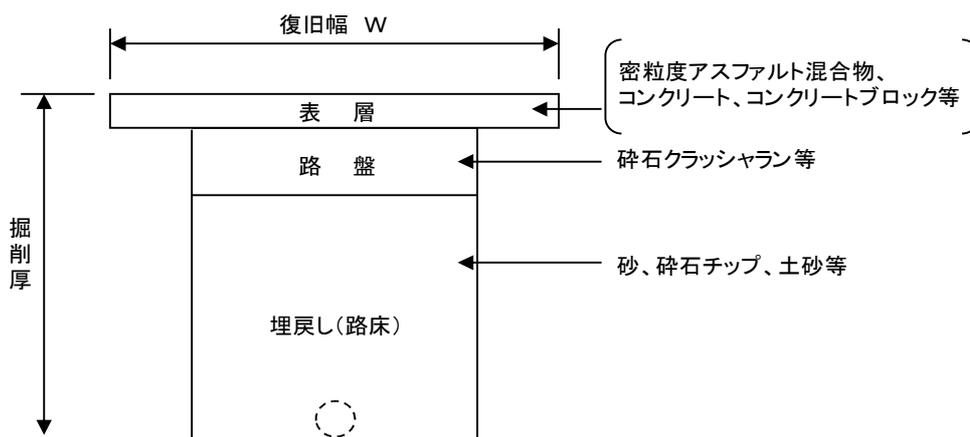


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

#### (2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

## 4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

### (1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

### (2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

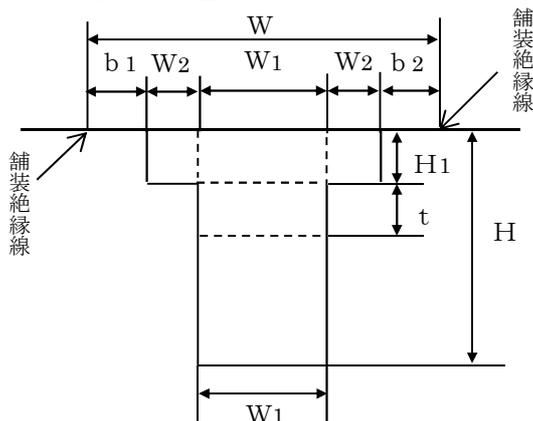
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

### (3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

### (4) 復旧幅の基準



$W_1$  = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

$W_2$  = 影響の片側幅 =  $K t$ （最小影響幅 0.3m）

$b_1$  = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

$b_2$  = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅  
（反対側）

$H$  = 掘削深さ

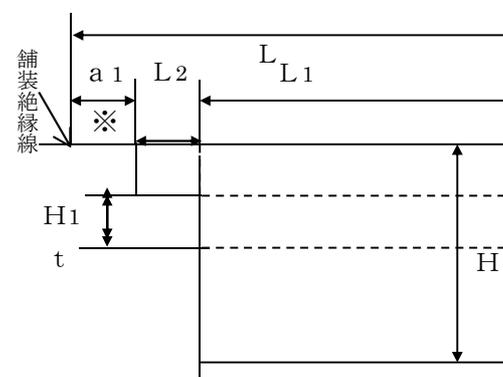
$H_1$  = 表層・中間層・基層の総厚

$K$  = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

$t$  = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

$W$  = 復旧幅 =  $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

### (5) 復旧工事長の基準



$L_1$  = 掘削長

$L_2$  = 影響の片側長 =  $K t$ （最小影響長 0.3m）

$a_1$  = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

$a_2$  = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長  
（反対側） ※左図の  $a_1$  を  $a_2$  と読み替える

$H$  = 掘削深さ

$K$  = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

$H_1$  = 表層・中間層・基層の総厚

$t$  = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

$L$  = 復旧工事長 =  $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

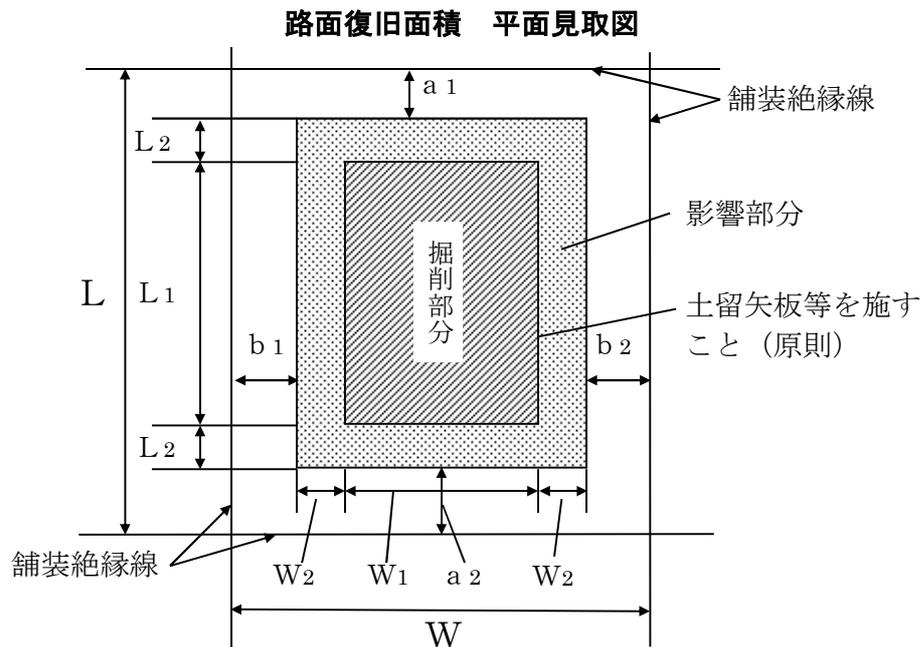
$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

- ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

$A_2$  影響部分の面積

$W_1$  掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

$W_2$  影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

$L_1$  掘削部分の長さ

$L_2$  影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

$t$  掘削部分の路盤の厚さ

$K$  コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$  道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$  道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

- ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W<sub>2</sub>）又は片側長（L<sub>2</sub>）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

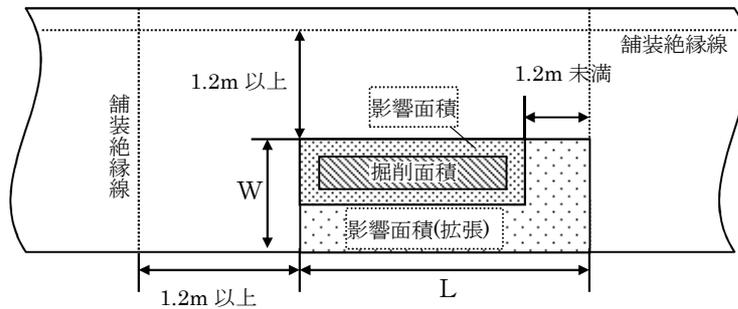
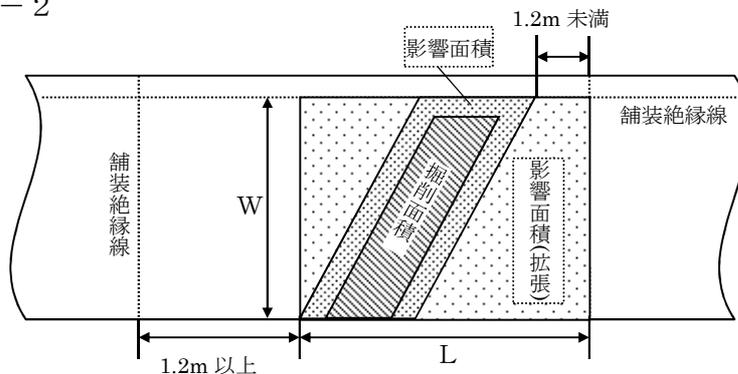


図-2



$$\text{復旧面積} = A$$

$$A = W \times L$$

※コンクリート舗装の場合、図-1及び図-2において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

**(8) 増破を生じた場合の取扱い**

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

**(9) 復旧面積の積算上の基準**

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長によるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

### (10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

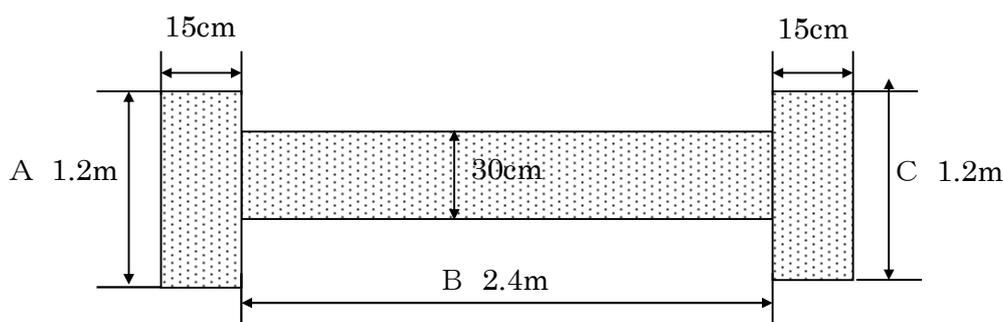
表-1

1 m 当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	2,670	2,770	2,990	—
		破 線	2,670	2,790	2,990	—
		横断線 ・ゼブラ	2,670	2,790	3,000	3,330
	黄色	実 線	2,680	2,800	3,030	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。  
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

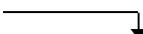
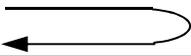
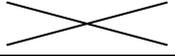
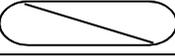
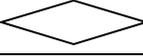
種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	16,940	
	右左折		白	18,020	
	直進・右左折		白	23,940	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	53,800
		対角 4m			142,300
		直径 2m		白	63,750
直径 4m		174,580			
記号	転回禁止		黄	33,060	
			黄	25,740	
	終わり		白	39,270	
	横断歩道あり		白	44,380	
	前方優先道路		白	47,610	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	51,370	
			黄	51,760	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	11,560	
			黄	11,650	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	21,780	
			黄	21,950	
	複雑な文字	10画以上	白	25,280	
			黄	25,470	
マーク	文マーク		白	146,600	
	自転車マーク		白	4,030	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	73,520	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	14,080
		両面	15,720
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	27,680
		両面	30,580
	設置幅 30cm	片面	31,340
		両面	33,870

**(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率**

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増  
イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

**(12) 路面復旧費の徴収方法**

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局、Q T n e t (株))については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

## 5 舗装全幅復旧について

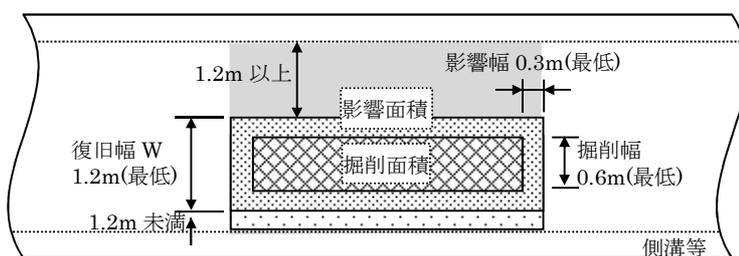
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積  $3 \text{ m}^2$  未満の工事

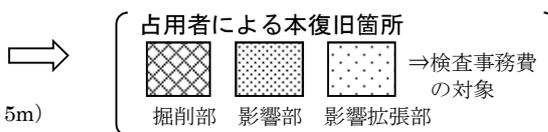
### 【舗装全幅復旧の事例】

(1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は  $1.2\text{m}$  を  $1.8\text{m}$  と読み替える）



#### 【一定規模の工事①】

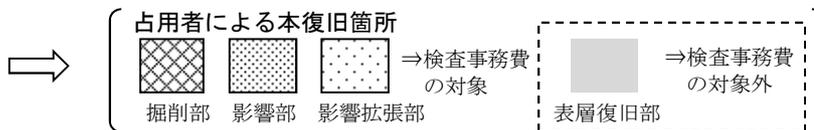
- ・道路を横断する各戸引込管工事
  - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
  - ・掘削面積  $3 \text{ m}^2$  未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積  $6 \text{ m}^2$  (復旧幅  $1.2\text{m}$  × 工事長  $5\text{m}$ )



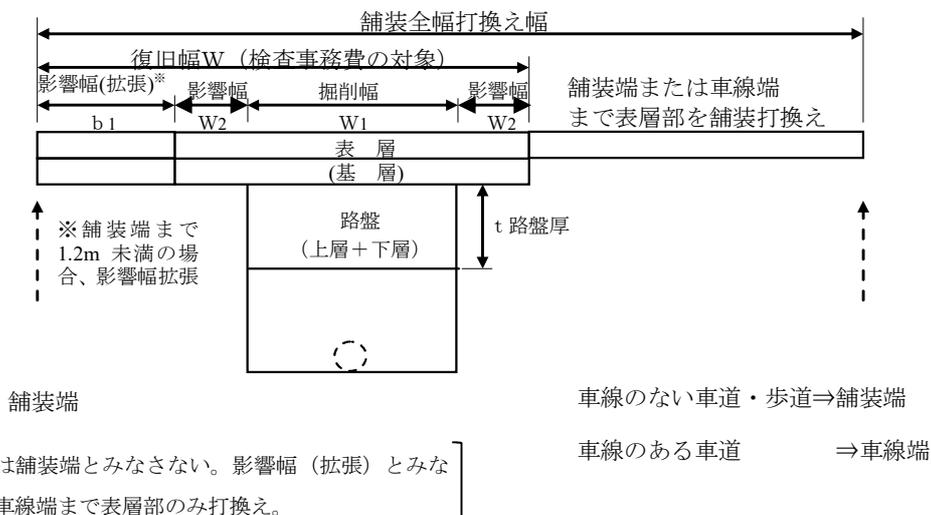
#### 【①以外の工事】

- ・掘削面積  $3 \text{ m}^2$  以上の工事

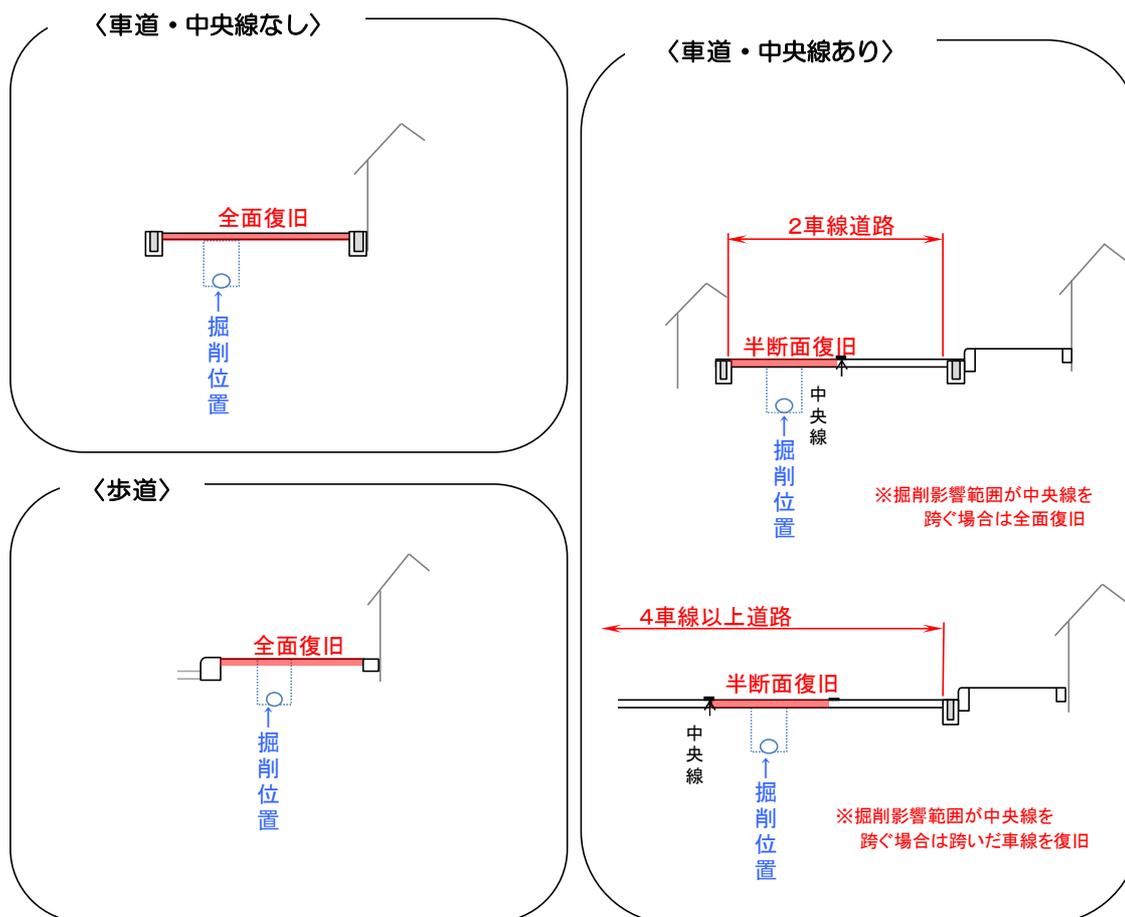
#### ※表層部を全幅復旧



(2) 断面の考え方



### (3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

### (4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第 193 号

北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和 39 年北九州市規則第 52 号）  
第 3 条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（平成 29 年北九州市告示第 284 号）は、廃止する。

平成 30 年 4 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 総括出納取扱店

株式会社福岡銀行 北九州営業部

2 出納取扱店

区 別	取 扱 店
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 収納取扱店

（別紙省略）

## 北九州市公告第246号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月23日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 110万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 平成30年9月28日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 995万枚 平成30年6月頃

イ 1, 040万枚 平成30年8月頃

ウ 1, 080万枚 平成30年10月頃

#### (6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないもの

とする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）、または北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間ににおける納入数量の合計が740万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年5月24日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年5月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年5月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年5月15日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年5月24日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札  
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札  
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札  
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery  
Quantity: 11,100,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system:  
2:00p.m., May 24, 2018  
For tenders submitted by mail:

5:00p.m., May 23, 2018

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第249号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成30年4月23日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 平和資料館展示設計業務
- (2) 業務内容 (仮称) 平和資料館の展示に係る基本設計及び実施設計
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月15日まで

### 2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号)第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は再生手続開始の決定がなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は更正手続開始の決定がなされていないこと。
- (5) 北九州市(上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。)から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 日本国内において、平成20年4月以降に博物館(博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。)その他の歴史・人文系文化施設の展示を主たる機能とする建物の整備(リニューアルを含む。)に関する展示設計業務(展示面積が300平方メートル以上のものに限る。)について、元請として業務を完了した実績を有する者
- (9) 本業務に一級建築士を1人以上配置できること。

### 3 参加資格を審査するための基準

前項の参加資格の適合可否

#### 4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 本件業務と同種の業務の実績の状況
- (2) 配置予定者の資格、経歴及び実績
- (3) 業務方針及び実施体制の妥当性
- (4) 課題テーマに対する企画提案の妥当性
- (5) 業務経費（見積金額）の妥当性

#### 5 契約の交渉等

前項の評価基準により特定した企画提案書の提出者と、第1項に規定する業務の委託契約締結の交渉を行う。

#### 6 手続等

##### (1) 担当部局

北九州市総務局総務課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2102

##### (2) 実施要領等の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、実施要領等は北九州市総務局総務課のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成30年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 交付方法 無償で交付する。

なお、郵送、FAX、電子メール等による交付は行わない。

##### (3) 事前説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月16日 午前10時

イ 場所 北九州市役所庁舎 5階 特別会議室A  
北九州市小倉北区城内1番1号

##### (4) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 公告の日から平成30年5月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）

##### (5) 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 平成30年6月1日から同月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）

## 7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は実施要領等による。